

(別添 4)

鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務
落札候補者選定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、利用団体（鳥取県及び県内 13 市町（鳥取市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町））にとって最適な事業者を選定するため、提案内容と価格の両面で評価する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、技術点と価格点の合計（総合評価点）の最も高い入札参加者を落札候補者とする。

2 事前審査

評価委員会で評価を行う前に、事務局にて企画提案書の事前審査及び入札価格に基づく価格点の算出を行う。

次の項目のいずれか又は両方に該当する入札参加者は失格とし、評価委員会において評価を行わない。

- (1) 入札価格が予定価格を超えた場合
- (2) 入札説明書に記載した入札参加資格要件を満たしていない場合

3 落札候補者決定方法

「総合評価点」の満点は6,000点で、「技術点」と「価格点」の比率は（技術点）8：（価格点）2とし、技術面を重視する。

総合評価点 (6,000点満点)	=	技術点 (4,800点満点)	+	価格点 (1,200点満点)
---------------------	---	-------------------	---	-------------------

技術点が4,800点満点の40パーセント（1,920点）以上の者で、かつ、「技術点」と「価格点」の合計（総合評価点）が最も高い者を落札候補者とする。（予定価格などの制限の範囲内において、入札があったことが前提である。）

(1) 有効数字

技術点及び価格点の算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

(2) 総合評価点と同点の場合

総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）は次のとおりとする。

ア 「技術点」が高い者を落札候補者とする。

イ アの場合において「技術点」が同点のときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

なお、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。また、当該入札参加者のうち、くじ番号に記載がないものがあるときは、当該入札に関係ない職員がくじ番号自動生成ツールにより、表示されたくじ番号を記載するものとする。

4 技術点の算出方法

技術点は、提案内容に基づき、次の考え方により内容进行评估する。

- (1) 評価基準書中の各提案項目について、評価委員会の各委員がA、B、C、Dの4段階評価を行って算出した点数の合計点の平均をもって当該入札参加者の技術点とする。
- (2) 4段階評価の点数は次のとおりとする。

評価区分		点数
A	特に優れている	配点×100%
B	優れている	配点×70%
C	仕様の要件を満たしている	配点×40%
D	仕様の要件を満たしていない、実現不可能	配点×0%

なお、仕様書に示した必須項目のうち、同じ項目についてDの採点を付けた委員が過半数あった場合、当該提案をした者を原則失格とし、落札候補者として選定しない。

また、提案書説明会を欠席した委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った項目についてはその評価を採用し、評価を行わなかった項目については、出席した委員の平均点数を欠席委員の点数とする。

5 価格点の算出方法

価格点は、次の方法により算出する。

$$\text{価格点} = \frac{1,200 \text{点}}{\text{(価格点の満点)}} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$